

1 章 計画の基本的な考え方

1 計画改訂の背景

(1) 計画策定の根拠

上越市環境基本条例第9条第1項「市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画を定めなければならない。」の規定により策定します。

(2) 計画改定の背景

- ・ 現行の環境基本計画（平成20年3月策定・公表。以下「第2次環境基本計画」という。）が平成26年度を目標年度としていること。
- ・ 平成24年末をもって京都議定書の第一約束期間が終了し、京都議定書目標達成計画に基づく取組も平成24年度末をもって終了したが、温室効果ガスの削減については、引き続き京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同程度以上の取組の推進が求められていること。
- ・ 東日本大震災や各地の原子力発電所の停止を契機に、温暖化対策とエネルギー政策を一体的に考える必要がより一層高まったこと。
- ・ 上越市第6次総合計画（以下「総合計画」という）が平成26年12月に策定されたこと。

こうした動きや、少子高齢化、人口減少、市民の多様化するニーズ等を受け、第2次環境基本計画を基本に必要な改定を行い、第3次環境基本計画として策定するものです。

2 計画の役割

本計画の果たす役割は、次のとおりです。

- ・ 上越市環境基本条例の基本理念の実現に向け、環境の保全に関する総合的かつ計画的な施策を明らかにします。
- ・ 上越市環境基本条例が定める各々の責務を果たすため、市民・事業者・市が環境と関わる上で環境負担を低減するための指針である環境配慮指針を示し、快適で恵み豊かな環境の保全及びうるおいとやすらぎのある安全で快適な環境の形成を促進します。
- ・ 望ましい環境像を定め、市民・事業者・市各々の役割分担の下で自主的、積極的な参加・協力を求めます。

上越市環境基本条例に定める環境の保全についての基本理念

- 第3条 環境の保全は、健全で恵み豊かな環境が現在及び将来の市民の健康で文化的な生活に欠くことができないものであることを認識し、将来にわたって、その環境の恵沢を享受するとともに、人類存続の基盤である限りある環境が良好な状態で維持されるように、適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全は、地域における多様な生態系を健全な状態で確保するとともに人と自然との豊かな触れ合いを保つことにより、人と自然が共生できるように適切に、行われなければならない。
 - 3 環境の保全は、市、事業者及び市民が自らの活動と環境とのかかわりを認識し、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に環境への負荷を低減するよう行動し、環境の保全上の支障を未然に防止するように、適切に行われなければならない。
 - 4 地球環境保全は、人類の共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であること、及び私たちの生活が国際的な相互依存関係の中で営まれていることを認識し、国の内外の地域と連携しながらすべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

3 計画の位置付け

本計画は、国及び県の環境関連の基本計画や各種計画・指針、上越市環境基本条例との整合を図るとともに、総合計画で定める将来都市像や市政運営のテーマの、環境面からの実現を目指すものです。

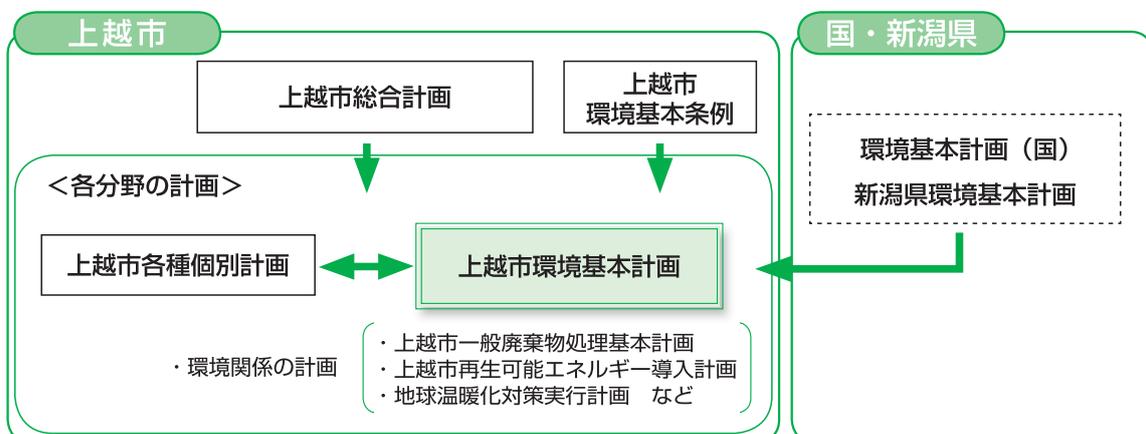


図1-1 計画の位置付け

4 対象とする範囲

本計画の対象とする環境の範囲は、「生活環境」・「自然環境」・「地球環境」・「環境学習」の4分野とします。また、「地球温暖化」を、全てに影響する共通の視点として設定します。

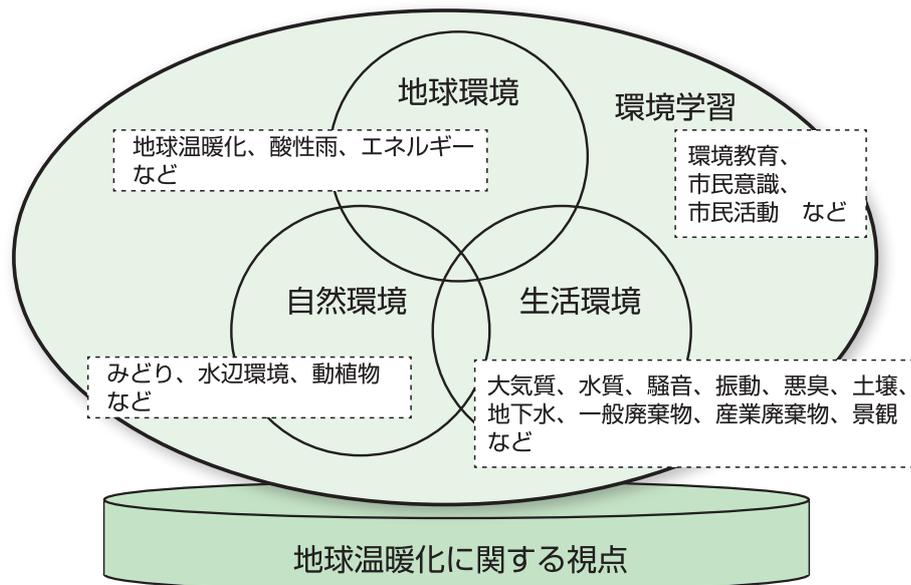


図1-2 対象とする環境分野

5 計画の期間

- ・ 本計画の期間は、平成27年度（2015年度）を初年度として、第6次総合計画の計画期間である平成34年度（2022年度）までの8年間とします。
- ・ なお、社会的情勢の変化や科学的知見の向上等により、計画見直しの必要が生じた場合は適宜見直しを行います。

6 計画の構成

本計画の構成は、図1-3のとおりです。

(1) 計画の基本的な考え方

環境基本計画の改定の必要性、計画の位置付けなど、第3次環境基本計画に関する基本的事項を記載しています。

(2) 環境の現状と課題

近年の環境の状況、第2次環境基本計画及び環境施策の実績やアンケート結果から、第3次環境基本計画策定に当たっての課題を整理しています。それらの課題を踏まえ、第3次環境基本計画の基本的視点を設定しています。

(3) 望ましい環境像

総合計画が目指す将来都市像や、(2) 環境の現状と課題をもとに定めた望ましい環境像と併せて、各環境分野の基本方針及び主要施策を環境施策の体系図として記載しています。

(4) 環境施策の展開

分野ごとの環境施策と目標値、及び環境配慮指針などを示しています。

(5) 計画の推進に向けて

第3次環境基本計画の推進に係る組織、推進の仕組みを記載しています。

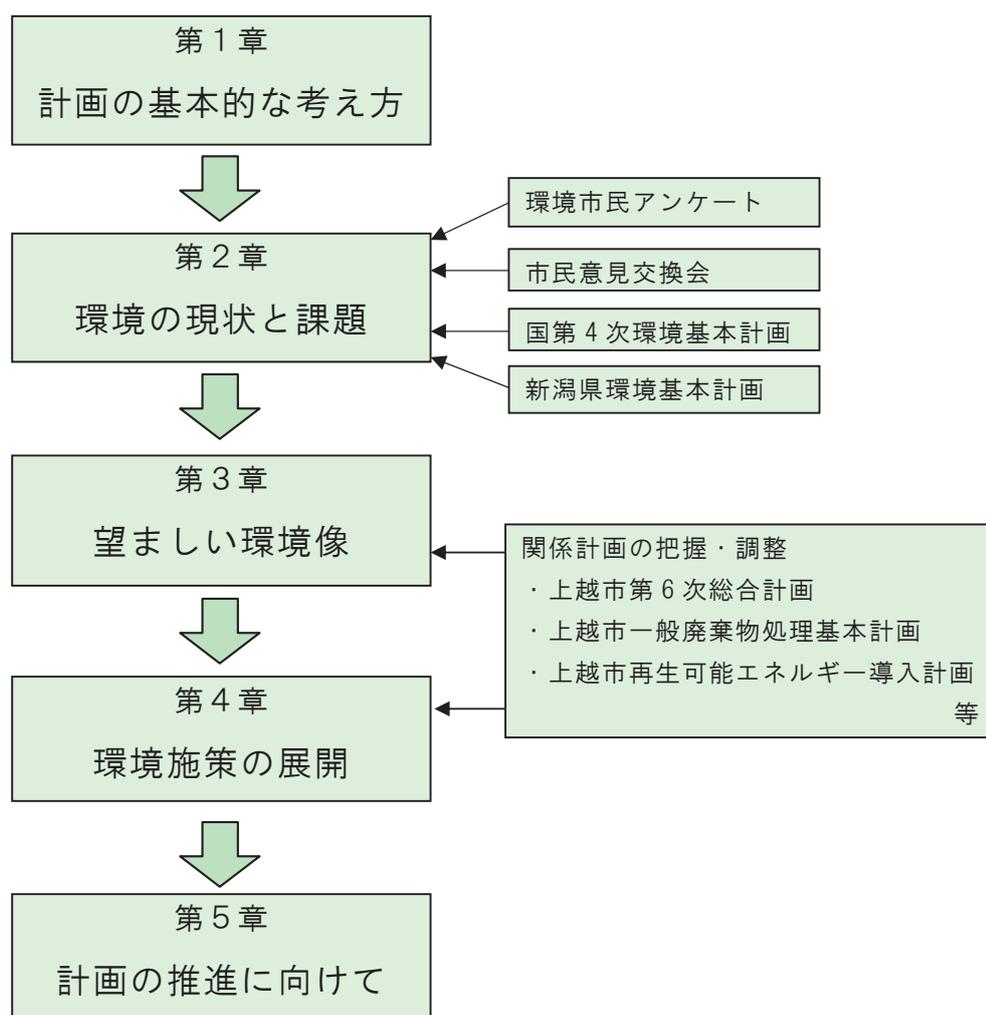


図1-3 第3次環境基本計画の構成